

# 基山町農業委員会会議録

令和元年5月8日委員会会長は、委員を基山町役場201会議室に招集し委員会議を開催する。

出席者 12名

欠席者 2名

番 委 員	委 員 氏 名	出 欠	番 委 員	委 員 氏 名	出 欠
1	大 村 廣	出席	8	大 久 保 敏 幸	出席
2	水 田 久 男	欠席	9	簗 原 茂 行	出席
3	藤 田 俊 一	出席	10	茂 木 清 三 郎	出席
4	木 原 秀 樹	出席	11	坂 本 勇 一	出席
5	熊 本 富 雄	出席	園部	松 野 孝 敏	出席
6	井 上 忠 雄	出席	宮浦	吉 田 猛	出席
7	酒 井 敏 幸	欠席	長野・小倉	舟 木 壽	出席

本会の書記 上田 智子

## 審 議 事 項

第14号議案	農地法第3条の規定による許可申請	3件
第15号議案	農地法第5条の規定による許可申請	3件
第16号議案	農業経営基盤強化促進法の規定による申出	14件
報告第12号	農地法第3条の3第1項の規定による届出受理報告	1件
報告第13号	農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出受理報告	1件
報告第14号	農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出受理報告	2件
報告第15号	農地法第18条の規定による届出受理報告	3件
その他	平成31年春期農作業標準賃金について	1件

審議開始 9時00分

審議終了 11時00分

## 令和元年5月農業委員会議事録

会 長 あいさつ

議 長

只今から、令和元年第5回定例農業委員会を開催します。本日の会議録署名人は、6番委員と8番委員にお願いします。

早速、審議に入ります。第14号議案農地法第3条の規定による許可申請があったので、許可を求めます。事務局から説明をお願いします。

事務局 第14号議案1番朗読

この件につきましては、譲受人の贈与のため、所有権移転を申請するものです。移転後も田として利用されます。

農地法第3条第2項第1号関係について、譲受人の農地保全に係る農機具の所有状況は問題なく、農作業従事者等の状況についても問題ないことから、すべてを効率的に利用し耕作を行う要件を満たすと考えます。

次に、農地法第3条第2項第4号関係については、譲受人が年間を通して農作業に従事しており、要件を満たしております。

また、農地法第3条第2項第5号関係について、今回の申請農地を含め、耕作する農地の合計面積が22,656㎡となり、下限面積である3反要件を満たしております。

最後に、農地法第3条第2項第7号関係については、譲受人の農地は田として利用し、周辺農地の農業上の利用には影響を及ぼさず耕作する予定ですので、農作業の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はありません。

場所は、1区本竿集落の圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何かご意見はありませんか。

園部推進委員

兄弟での贈与です。問題ないと思われれます。

議 長

他に意見はありませんか、ないようでしたら、第14号議案1番について許可したいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

第14号議案1番については、全員一致で許可します。

次に、第14号議案2番について許可申請があったので認定を求めます。事務局から説明をお願いします。

事務局 第14号議案2番朗読

この件につきましては、譲受人の経営規模拡大のため、所有権移転を申請するものです。移転後も田として利用されます。

農地法第3条第2項第1号関係について、譲受人の農地保全に係る農機具の所有状況は問題なく、農作業従事者等の状況についても問題ないことから、すべてを効率的に利用し耕作を行う要件を満たすと考えます。

次に、農地法第3条第2項第4号関係については、譲受人が年間を通して農作業に従事しており、要件を満たしております。

また、農地法第3条第2項第5号関係について、今回の申請農地を含め、耕作する農地の合計面積が16,873㎡となり、下限面積である3反要件を満たしております。

最後に、農地法第3条第2項第7号関係については、譲受人の農地は田として利用し、周辺農地の農業上の利用には影響を及ぼさず耕作する予定ですので、農作業の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はありません。

場所は、町営園部団地北西側の圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何かご意見はありませんか。

5番委員

譲受人は県外から耕作に来られていますが、年間を通して農作業に従事されていますので、問題ないと思われれます。

議 長

他に意見はありませんか、ないようでしたら、第14号議案2番について許可したいと思いますと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

## 議 長

第14号議案2番については、全員一致で許可します。

次に、第14号議案3番について許可申請があったので認定を求めます。事務局から説明をお願いします。

## 事務局 第14号議案3番朗読

この件につきましては、譲受人の経営規模拡大のため、所有権移転を申請するものです。移転後も田として利用されます。

農地法第3条第2項第1号関係について、譲受人の農地保全に係る農機具の所有状況は問題なく、農作業従事者等の状況についても問題ないことから、すべてを効率的に利用し耕作を行う要件を満たすと考えます。

次に、農地法第3条第2項第4号関係については、譲受人が年間を通して農作業に従事しており、要件を満たしております。

また、農地法第3条第2項第5号関係について、今回の申請農地を含め、耕作する農地の合計面積が19,781㎡となり、下限面積である3反要件を満たしております。

最後に、農地法第3条第2項第7号関係については、譲受人の農地は田として利用し、周辺農地の農業上の利用には影響を及ぼさず耕作する予定ですので、農作業の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はありません。

場所は、町営園部団地の西側の圃場です。

## 議 長

只今事務局から説明がありましたが、何かご意見はありませんか。

## 5番委員

譲受人は県外から耕作にいられていますが、年間を通して農作業に従事されておりますので、問題ないと思われまます。

## 議 長

他に意見はありませんか、ないようでしたら、第14号議案2番について許可したいと思いますと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

## 全員挙手

## 議 長

第14号議案3番については、全員一致で許可します。

次に、第15号議案1番について許可申請があったので認定を求めます。事務局から説明をお願いします。

#### 事務局 第15号議案1番朗読

この件につきましては、分家住宅建設のため農地を転用するものです。

申請理由につきましては、現在借家住まいで子供の成長とともに住宅建設の必要性に迫られたことで、425㎡に建設の計画をしておられます。転用後は居宅を66.22㎡に建設され、駐車場に37.50㎡、通路に321.28㎡利用される予定です。その他候補地についても検討がされましたが、資金的な問題や条件付きの分譲地であることから、申請した土地を選定されております。

今回の申請地農地区分要件は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、2種農用地区分要件「第2の1の(1)の力の(ア)」に該当し、許可区分については周辺の他の土地に立地することが困難であることから、許可基準「第2の1の(1)の力の(イ)」に該当すると考えております。

申請地は、7区花町集落の圃場です。

#### 議長

只今事務局から説明がありましたが、何かご意見はありませんか。

#### 9番委員

排水の同意も得られています。問題ないと思われれます。

#### 議長

他に意見はありませんか。ないようでしたら、第15号議案1番について認定したいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

#### 全員挙手

#### 議長

第15号議案1番は、全員一致で認定します。

次に、第15号議案2番について許可申請があったので認定を求めます。事務局から説明をお願いします。

#### 事務局 第15号議案2番朗読

この件につきましては、分家住宅建設のため農地を転用するものです。

申請理由につきましては、現在借家住まいで子供の成長とともに住宅建設の必要性に迫られたことで、492㎡に建設の計画をしておられます。転用後は居宅を81.96㎡に建設され、駐車場に30.00㎡、通路等に380.04㎡利用される予定です。その他候補地についても検討がされましたが、資金的な問題や所有者の営農継続の意向等から、申請した土地を選定されております。

今回の申請地農地区分要件は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、2種農用地区分要件「第2の1の(1)のカの(ア)」に該当し、許可区分については周辺の他の土地に立地することが困難であることから、許可基準「第2の1の(1)のカの(イ)」に該当すると考えております。

申請地は、2区グリーンパーク入口の圃場です。

## 議 長

只今事務局から説明がありましたが、何かご意見はありませんか。

## 3番委員

排水の同意も得られています。問題ないと思われれます。

## 議 長

他に意見はありませんか。ないようでしたら、第15号議案2番について認定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

## 全員挙手

## 議 長

第15号議案2番は、全員一致で認定します。

次に、第15号議案3番による許可申請があったので認定を求めます。事務局から説明をお願いします。

## 事務局 第15号議案3番朗読

この件につきましては、一般住宅建設のために農地を転用するものです。

申請理由につきましては、現在の住居が河川改修のため、立退きとなりましたので、隣接する土地に371.00㎡に建設の計画をしておられます。転用後は居宅を128.85㎡に建設され、通路等に242.15㎡利用される予定です。その他候補地についても検討がされましたが、所有者の同意が得られなかったため、申請した土地を選定されております。

今回の申請地農地区分要件は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、2種農用地区分要件「第2の1の(1)の力の(ア)」に該当し、許可区分については周辺の他の土地に立地することが困難であることから、許可基準「第2の1の(1)の力の(イ)」に該当すると考えております。

申請地は、基山小学校東側の圃場です。

**議 長**

只今事務局から説明がありましたが、何かご意見はありませんか。

**1 1 番委員**

排水の同意も得られています。問題ないと思われれます。

**議 長**

他に意見はありませんか。ないようでしたら、第15号議案3番について認定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

**全員挙手**

**議 長**

第15号議案3番は、全員一致で認定します。

次に、第16号議案農業経営基盤強化促進法の規定による申出があったので計画の決定を求めます。事務局から説明をお願いします。

**事務局 第16号議案1番朗読**

この件につきましては、相手方の要望により使用貸借権を設定するものです。期間は5年です。場所は、4区の宮の前集落にある圃場です。

**議 長**

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

**4 番委員**

手広く農業をされていますので、問題ないと思われれます。

**議 長**

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら第16号議案1番について計

画決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

**全員挙手**

**議 長**

第16号議案1番は、全員一致で決定します。

次に、第16号議案2・3番について、借受人が同じですので一括して上程します。事務局から説明をお願いします。

**事務局 第16号議案2・3番朗読**

2番につきましては、相手方の要望により賃貸借権を設定するものです。期間は10年です。貸借料は4筆で年額14,700円です。場所は、2区古屋敷集落にある圃場です。

3番につきましては、相手方の要望により賃貸借権を2筆設定するものです。期間は10年です。貸借料は2筆で3,400円です。場所は、2区古屋敷集落にある圃場です。

**議 長**

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

**3番委員**

乳牛を放牧で飼われます。牛の餌として草を植えられます。周囲の同意も得られていますので、問題ないと思われます。

**議 長**

他に意見はありませんか。ないようでしたら第16号議案2・3番について計画決定したいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

**全員挙手**

**議 長**

第16号議案2・3番は、全員一致で決定します。

次に、第16号議案4番について、事務局から説明をお願いします。

**事務局 第16号議案4番朗読**

この件につきましては、相手方の兼業による経営縮小により賃貸借権を設定するものです。期間は3年です。賃借料は10a当たり水稻25kgです。場所は、1区宮の前集落2筆その他1区集落に3筆ある圃場です。

#### 議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

#### 園部地区推進委員

手広く農業をされ、農業用機械もあり問題ないと思われれます。

#### 議 長

他に意見はありませんか。ないようでしたら第16号議案4番について計画決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

#### 全員挙手

#### 議 長

第16号議案4番は、全員一致で決定します。

次に、第16号議案5番から8番までは再設定ですので一括して上程します。事務局から説明をお願いします。

#### 事務局 第16号議案5番から8番再設定のため朗読省略

5番については、相手方の高齢化により賃貸借権を設定するものです。期間は3年です。賃借料は10a当たり水稻30kgです。場所は、7区島廻集落にある圃場です。

6番については、相手方の要望により賃貸借権を設定するものです。期間は3年です。賃借料は10a当たり水稻30kgです。場所は、7区島廻集落にある圃場です。

7番につきましては、相手方の要望により賃貸借権を設定するものです。期間は3年です。賃借料は10a当たり5,000円です。場所は、鳥栖ジャンクション付近にある圃場です。

8番につきましては、相手方の高齢化により使用貸借権を設定するものです。期間は3年です。場所は、基山共乾付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

長野小倉地区推進委員

5・6番につきましては、借受人は米のほか大豆、麦も耕作されています。  
問題ないと思われます。

9番委員

7番につきましては、借受人は農業用機械もあり、問題ないと思われます。

11番委員

8番につきましては、借受人は農業用機械もあり、問題ないと思われます。

議 長

他に意見はありませんか。ないようでしたら第16号議案5番から8番について計画決定したいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

第16号議案5番から8番は、全員一致で決定します。

次に、第16号議案9番と10番について、再設定ですので一括して上程します。なお、関係者がいらっしゃいますので、退室をお願いします。

それでは、事務局から説明をお願いします。

6番委員退室

事務局 第16号議案9番と10番再設定のため朗読省略

9番につきましては、相手方の要望により使用貸借権を設定するものです。  
期間は5年です。場所は、5区大城集落にある圃場です。

10番につきましては、相手方の要望により使用貸借権を設定するものです。  
期間は3年です。場所は、5区大城集落にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

## 1 1 番委員

借受人は手広く農業をされていますので、問題ないと思われま

## 議 長

他に意見はありませんか。ないようでしたら第16号議案9番と10番について計画決定したいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

## 全員挙手

## 議 長

第16号議案9番と10番は、全員一致で決定します。

## 6 番委員入室

## 議 長

次に、第16号議案11番から14番について再設定ですので一括して上程します。事務局から説明をお願いします。

## 事務局 第16号議案11番から14番再設定のため朗読省略

11番につきましては、相手方の要望により使用貸借権を設定するものです。期間は3年です。場所は、1区鎮西隈集落にある圃場です。

12番につきましては、相手方の高齢化により使用貸借権を設定するものです。期間は1年です。場所は、7区山下集落にある圃場です。

13番につきましては、相手方の高齢化により使用貸借権を設定するものです。期間は3年です。場所は、1区亀の甲集落にある圃場です。

14番につきましては、相手方の要望により使用貸借権を設定するものです。期間は3年です。場所は、1区公民館付近にある圃場です。

## 議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

## 園部地区推進委員

11番につきましては、耕作はきちんとされ、問題ないと思われま

### 長野小倉地区推進委員

12番につきましては、農業機械もありますので、問題ないと思われ

### 園部地区推進委員

13番につきましては、手広く農業をされていますので、問題ないと思われ

### 園部地区推進委員

14番につきましては、手広く農業をされていますので、問題ないと思われ

### 議 長

他に意見はありませんか。ないようでしたら第16号議案11番から14番

### 全員挙手

### 議 長

第16号議案11番から14番については、全員一致で決定します。

次に、報告第12号農地法第3条の3第1項の規定による届出があったので

### 事務局 報告第12号朗読

この件につきましては、申請人の相続により農地を取得するものです。

平成31年4月19日付けで受理通知書を交付しております。場所は、2区

### 議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

意見がないようですので報告第12号を終わります。次に、報告第13号農

### 事務局 報告第13号朗読

この件につきましては、申請人の農地を駐車場とするものです。

平成31年4月12日付けで受理通知書を交付しております。場所は、5区

野入集落内です。

**議 長**

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

**6 番委員**

排水の同意も得られています。問題ないと思われれます。

**議 長**

意見がないようでしたら報告第 1 3 号を終わります。次に報告第 1 4 号農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用について届出があったので受理したことを報告します。事務局から説明をお願いします。

**事務局 報告第 1 4 号 1 番朗読**

この件につきましては、譲受人が市街化区域内農地に宅地の分譲のため転用するものです。水利組合から排水同意書もとられており、水利の問題はないと考えます。

市街化区域内の案件のため、会長専決により平成 3 1 年 3 月 2 6 日付けで受理通知書を交付しております。場所は、ドラックストアコスモスの付近の圃場です。

**議 長**

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

**9 番委員**

排水の同意も得られています。問題ないと思われれます。

**議 長**

意見がないようでしたら報告第 1 4 号 1 番を終わります。次に、報告第 1 4 号 2 番について届出があったので受理したことを報告します。事務局から説明をお願いします。

**事務局 報告第 1 4 号 2 番朗読**

この件につきましては、譲受人が市街化区域内農地を駐車場に転用するものです。水利組合から排水同意書もとられており、水利の問題はないと考えます。

市街化区域内の案件のため、会長専決により平成 3 1 年 4 月 4 日付けで受理

通知書を交付しております。場所は、5区野入集落の圃場です。

**議 長**

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

**6番委員**

排水の同意も得られています。問題ないと思われます。

**議 長**

意見がないようでしたら報告第14号2番を終わります。次に、農地法第18条の規定による合意解約の届出がありましたので受理したことを報告します。事務局から説明をお願いします。

**事務局 報告第15号1番説明**

この件につきましては、平成31年4月19日付けで受理通知書を送付しております。

**議 長**

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

意見がないようですので、報告第15号1番を終わります。次に、報告第15号2番について、事務局から説明をお願いします。

**事務局 報告第15号2番説明**

この件については、平成31年4月22日付けで受理通知書を送付しております。

**議 長**

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

意見がないようですので、報告第15号2番を終わります。次に、報告第15号3番について、事務局から説明をお願いします。

**事務局 報告第15号3番説明**

この件については、平成31年4月26日付けで受理通知書を送付しております。

## 議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

意見がないようですので、報告第15号3番を終わります。次にその他平成31年春期農作業賃金標準賃金について事務局から説明をお願いします。

## 事務局

この件につきましては、毎年春と秋の2回、農作業標準賃金を従来の算定方法にて作成し農業委員会の承認をいただいた後、参考価格として公表しております。額については、油類の価格及び近代化資金貸付利率の変動に伴って上下しますので、今回は前回より若干減となっております。

委員会で承認をいただきましたら、6月1日の広報に掲載したいと思っております。

## 議 長

只今事務局から説明がありましたが、何かご意見はありませんか。

意見がないようですので、その他について、承認される方の挙手を求めます。

## 全員挙手

## 議 長

全員一致により、その他は承認されました。

以上、本日の議題等が終了しましたが、全体を通して何かご意見はございませんか。

これで本日すべての審議が終了しましたので、これをもちまして、本日の農業委員会を閉会します。

令和元年5月8日

署名人

議 長

委 員

委 員